

釜石市職員の処分の公表について

職員による交通違反

被 処 分 者	総務企画部 課長補佐級 40歳代 男性
発 令 日	令和5年7月10日
処 分 の 内 容	戒告
根 拠 規 定	地方公務員法第29条第1項
事 案 の 内 容	制限速度が時速50キロメートルの区間を時速83キロメートルで走行し、時速33キロメートルの速度超過違反で免許停止処分を受けた。